

草津栗東行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

令和4年10月1日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第27号。以下「条例」という。）第3条に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条に規定する同条第1号に該当する契約であって規則で定めるものは、次に掲げる物品を借り入れるための契約とする。

- (1) 電子計算機（プリンターその他の周辺機器を含む。）およびこれを利用する電算処理システム（ソフトウェアを含む。）
- (2) 車両
- (3) 複写機および印刷機
- (4) 通信機器
- (5) 医療機器
- (6) 給茶機

第3条 条例第2条に規定する同条第2号に該当する契約であって規則で定めるものは、次に掲げる役務の提供を受けるための契約とする。

- (1) 機器および電算処理システムの保守
- (2) 施設の清掃
- (3) 施設における設備の管理
- (4) 施設の保安、警備等
- (5) 車両の運行、管理等
- (6) 公金の収納およびそれに付随する業務

付 則

この規則は、公布の日から施行する。